



契約時、納税に関わる資料

個人事業と確定申告

株式会社千葉コンサルタンツ



目次

初めに
会社からの給与と個人事業の報酬がある場合
個人事業主
確定申告とは？
確定申告のメリット・デメリット
確定申告の流れ
まとめ

初めに

通常、会社員であれば「年末調整」により、給与から天引きされている所得税の過不足を計算して精算が完了します。しかしながら、2ヵ所以上から給与を受け取っていて、主ではない給与が20万円以上の場合や事業所得がある方の場合、確定申告が必要となります。

確定申告は、所得にかかる税金（所得税及び復興特別所得税）の額を計算し、税金を支払うための手続きですが、確定申告せずに放っておくと、本来納めるべき税金に「加算税」や「延滞税」がプラスされて納税金額が高くなってしまったり、様々な事由により払いすぎていた税金が戻ってくることもなくなってしまいます。

ここでは、確定申告並びに個人事業主ほかについて、ご紹介します。

納税並びに節税にお役立ていただければ幸いです。

会社からの給与と個人事業の報酬がある場合

会社からもらう「給料」とその他の「報酬」が混在している場合は、もちろん確定申告が必須となりますが、そこでは、給与所得者が会社以外から得ている場合の所得の区分（年収と職業がポイントで、税法上の職業区分のこと）が重要になります。

その内容は利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得となります。

おおまかに分けていえば、給料で生活している人なのか、給料以外で生活している人なのかで区分すればいいでしょう。なぜなら、日本の勤労世帯のおおよそ8割は給与所得、つまり、会社などから月給をもらって生活しているからです。

1. 給与とは何か？

給与所得者であれば、原則的には、会社から、あるいは上司からの業務命令には従わなくてはならない場合がほとんどでしょう。一方で、その業務において何らかの不具合（たとえばシステムのダウンによって多額の損害が生じた）というような場合に責任をとるのは一従業員ではなく、最終的には会社ということになるのではないのでしょうか。実は、所得区分のポイントにおいては、まさにこのような視点がポイントになります。つまり、「指揮命令を誰から受けているのか」「最終的な責任の所在は誰にあるのか」といったようなことです。

(例：システムエンジニアの場合)

システムエンジニア（通称：SE）といわれる職種の人がありますね。彼らの収入は給与所得なのでしょうか。それとも、給与所得以外なのでしょうか。職種だけではわからないというのが正直なところです。

なぜなら、勤務先からパソコン等の資材の提供を受け、交通費の精算をしてもらい、システムの構築や維持管理の依頼者が勤務先とと契約を結び、その指揮命令によって、動いている、つまり納税者はその一担当者にすぎない、というのであれば給与所得となります。

しかし、パソコンやソフトも自前、事務用品も自前、交通費の精算もしてもらえず、その代わりにある程度の自由裁量権が与えられるというのであれば、一般的には給与所得とは考えにくいものです。

2. 給与か？報酬か？

前者であれば給与所得、後者であれば事業所得（もしくは雑所得）ということになります。この判断基準ですが、一般的に、指揮命令権の有無、最終的な責任の所在、資材の提供を受けているかどうかと、独立した状態といえるかどうかなどを総合勘案することになっています。

3. 所得の区分がなぜ重要か

こういった所得の区分の問題などが税金をややこしくしている原因のひとつなのですが、この所得の区分をきっちり行なうことは大変重要です。

なぜなら、所得の区分をまちがえると所得の計算方法がまるっきり違って来るからです。給与所得の場合の所得計算は収入金額から“給与所得控除額”という税法で決められた必要経費を差し引くことによって求められます。必要経費を税法で決めているのですから、領収書の積み上げが必要ありません。年末に勤務先にいるということであれば、通常は年末調整で税金の精算が完了することとなります。

一方、事業所得（もしくは雑所得）の場合は、収入金額（つまりは売上）から必要経費を差し引くことによって求めることとなります。つまり、必要経費にできる？できない？の判断や領収書の積み上げや記帳ということが必要になってくるのです。会社員ではないので年末調整で税金の精算が完了することにはならず、通常は確定申告を行うことにより税金の精算が完了することとなるからです。

4. 給与所得と事業所得はどのように判断するか

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得です。具体的には下記の要件を満たしている場合には給与所得とされています。

- ・雇用契約が存在する（これは必ずしも書面に限りません）
- ・使用者の指揮命令に服する

- ・ 使用者から空間的および時間的な拘束を受ける
- ・ 職務上の費用が使用者の負担となる

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生ずる所得です。これだけでは判断しづらいのですが次のような要件を満たしているものが事業とされています。

- ・ 自己責任で行われている
（出来高制など報酬が成果で定められている、必要な費用は自分で負担している）
- ・ 営利性があること
- ・ 反復継続していること

となっています。

（実務上の判断基準など）

現在の基本通達では「事業」と「給与」の判断基準を以下のように定めています。

- （1）他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるか
- （2）報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く）を受けるかどうか
- （3）作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く）を受けるかどうか
- （4）まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務、役務に係る報酬の支払を請求できるか
- （5）材料又は用具等を報酬の支払者から供与されているかどうか

5. 事業所得とされるか給与所得では何が異なるか

(1) 確定申告で計上する経費に違いがでてきます

- ・ 事業なら必要な経費を差し引いた額が所得です。
- ・ 給与なら給与所得控除額を差し引いた額が所得となります。

どちらが有利かは一概にはいえません

(2) 消費税の課税区分が異なります

- ・ 事業所得は課税対象の取引になります。
- ・ 給与所得は消費税には影響しません。

(3) 源泉所得税の額が違います

- ・ 事業所得の場合は一定の「報酬」について源泉が必要になります。税率は10%が一般的です。
- ・ 給与所得の場合は「給与所得の源泉徴収税額表」によります。

6. 給与か報酬かを自由に決められるわけではない

「事業所得であれば、経費も自在に計上できるから事業所得で」というように、確定申告をする段になって、「自分は給料で」とか「自分は報酬（あるいは手数料）で」とか自由に決められるわけではありません、前者であれば会社側と「雇用契約」を締結することになりますし、後者であれば「業務委託契約」の締結が必要となります。

“社会保険においても給与所得者の場合、法人であれば、原則、強制加入（個人事業であっても常時5人以上の従業員がいる場合は同様）とされる一方、一請負先である報酬や手数料、外注費の受取者であれば社会保険の加入も自己責任となります。消費税においても給与所得者の場合、不課税取引、つまり、消費税法上の必要経費に算入されないのに対し、報酬や手数料、外注費を支払っている側からみれば課税取引、消費税法上の必要経費に算入できることとなります。”とあるように、このように給与として処理されているか、報酬や手数料、外注費として処理されているかで税務上その後の取扱いが支払っている側も受け取っている側も大きく相違するため、ご自身の所得が給与なのか、あるいは報酬や手数料、外注費なのかという所得区分は非常に重要なポイントなのです。

確定申告ご自身の所得が“給与”ではなく“報酬”という区分になった場合、経費や控除によって税額が変わってくることもあるので、損をせずスムーズな申告をするためには、支払調書、領収書、レシートなどの管理をしっかりとっておきましょう。

個人事業主

1. 個人事業主とは

前項でも記述しましたが、給与所得以外の“報酬”や“手数料”が多くなり、「自己責任で行われている」「営利性があること」「反復継続していること」と判断された場合、雑所得ではなく事業所得となります。

給与所得者であっても、事業所得がある場合は個人事業を行っていることとなりますので、個人事業主ということになります。

個人事業主は、本業とは別の収入を得て、法人を設立せずに個人で事業を行っている人のことを差し、税務上で区分される働き方です。個人とはいえ、必ずしも1人で事業を営まなければならないわけではなく、従業員を雇うこともできます。

2. 社会保険は

給与所得者は会社で健康保険や厚生年金保険に加入しています。これに対し、個人事業主の場合は自分で国民健康保険や国民年金保険に加入します。では、給与所得者が個人事業主の場合はどうなるのでしょうか。

社会保険制度では、会社と個人事業のどちらか一方しか加入できず、またサラリーマンの場合は、健康保険や厚生年金保険の加入が義務付けられています。そのため、本業で健康などに加入している場合で、副業的に個人事業主の場合でも、今までと変更はありません。

3. 税金は

次に税金面を見ていきましょう。税金には主に所得税と住民税の2つがあります。どちらも1年間の総所得金額に税率をかけて算出しますので、給与所得者の給料と副業（個人事業主）の収入（事業所得）の合計に税金がかかります。

日本は所得が高くなればなるほど税率も高くなる累進課税制度のため、副業の黒字で所得税や住民税が割高になることもあれば、副業の赤字で本業の給料から天引きされた税金が戻ってくることもあります。

4. メリット・デメリット

以下のようなメリットがあります。

- ・手間とコストを掛けず、すぐに起業できる
- ・経理作業がシンプル（法人と比較すると）で、自分でも対応できる
- ・屋号で銀行口座を開設できる
- ・経費として計上できる接待費の上限がない

個人事業主のデメリットは、以下のようになります。

- ・離職した場合、雇用保険が面倒（廃業届などの手続き後でないと雇用保険の対象にならない）
- ・売上高が1,000万円を超えた場合、消費税を納税する必要が出てくる

5. 開業

個人事業主として事業を始めるときには、税務署に「開業届」を提出する必要があります。節税効果の高い「青色申告」をしたい場合は、開業届とともに「青色申告承認申請書」も提出するようにしましょう。

- ・ 設立コスト（法定費用） なし
- ・ 会計処理 個人で対応可能
- ・ 維持コスト 赤字の場合は課税なし
- ・ 赤字の繰越 最長3年

個人事業主の確定申告は、「節税できるもの」を上手に活用するのがポイントです。

- ・ 家賃や水道光熱費の一部
- ・ 通信費の一部
- ・ 接待費
- ・ 勉強のための資料代

などを経費に計上することができます。経費に計上する額が増えると、それだけ利益（所得）が低くなり、この場合も納めるべき税金が少なくて済みます。

個人事業の報酬を受け取っている方は、確定申告が必須となりますので、“開業”なども検討してみてください。

確定申告とは？

確定申告とは簡単にいうと、一人一人の年間の税金を確定させ申告することです。税金の額は勝手に決まるものではなく、あなた自身が申告し決めるものなのです。

申告該当期間は1月1日から12月31日。

申告期間は該当期間の翌年2月16日から3月15日までです。

つまり、1月から12月の収入分の税金額を計算し、翌年の2/16～3/15に申告します。その内容で翌年の国民健康保険料や住民税が確定します。

確定申告は会社に所属している一般的な従業員（給与所得者）であれば、会社が代わりに手続きを行ってくれます。そのため、確定申告は以下の3パターンに分かれます。

1. 確定申告が不必要な人
2. 確定申告が必要な人（納税額が増える場合がある）
3. 確定申告をした方が良い人（納税額の還付を受ける場合がある）

以下に、確定申告が必要な人、確定申告が不必要な人、確定申告をした方が良い人の条件をそれぞれご紹介したいと思います。

1. 確定申告が不必要な人とは

まずは一番わかりやすい、確定申告をする必要がない人です。前述した通り、会社に所属して給与を得ている従業員は、ほとんどの方が確定申告を自分でする必要はありません。

確定申告が不必要な人は以下の通りです。

- ・ 会社に所属している従業員で会社が年末調整を行ってくれている人
- ・ 所得が少額（基礎控除のみで38万円以下）の人
- ・ 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の人

2. 確定申告が必要な人とは（納税額が増える場合あり）

確定申告が必要な人は、給与所得者とそれ以外の所得者に分かれます。

（会社に所属する給与所得者の場合）

- ・ 給与収入が2,000万円を超える人
- ・ 給与所得以外に副収入があり、その所得だけで20万円を超える人
- ・ 2か所以上の会社から一定額の給与を得ている人
- ・ 個人事業主の使用人などで源泉徴収が行われていない人

などです。

(給与所得の有無に関係なく確定申告が必要な場合)

- ・ 個人事業主の事業所得やアパート経営などの不動産所得がある人
- ・ 年金等の収入がある人
- ・ 不動産やゴルフ会員権などの譲渡売買をして、所得が発生した人
- ・ 株取引などで一定の利益を得た場合

(申告をしたほうがいい場合 “還付申告”)

- ・ 年間10万円を超える医療費を支払った場合
 - ・ 災害や盗難にあつて住宅や家財に被害を受けた場合
 - ・ 国や地方公共団体などに寄附した場合
 - ・ 住宅ローンを組んで住宅の購入などをした場合
 - ・ 中途退職後、再就職をしていない場合
 - ・ 所定の要件を満たすマイホームの売却損失が出た場合
- などがあります。

「副業で所得があるけど、個人事業主じゃないし大丈夫かな。」と勘違いしている方もいますが、副業や個人事業主という形が重要なのではなく、一定以上の所得が発生しているかどうか重要です。不明な場合は所管の税務署にご確認ください。

確定申告のメリット・デメリット

納税は義務ですので、デメリットによって申告するしないを決めるわけではありませんが、確定申告のメリットは何とんでも払い過ぎた税金が戻ってくることです。また申告することで住民税が安くなる場合があります。さらに、税金がかからないお金の適用（控除）を受けられるということです。（医療費や住宅取得に関すること、家族構成が変わったり、災害や盗難などでも税金がかからなくなる場合があります。）

確定申告のデメリットは、これまで黙っていればわからなかった副業などで得た収入も課税の対象として明らかになります。

しかしながら、会社員やフリーランスの人は給与や報酬を受け取る際に、そこから「源泉徴収（所得税を天引きするシステム。多くの労働者は確定申告をする前から、すでに所得税を納めているわけです）」のための金額を差し引かれています。

源泉徴収で納める税金はあらかじめ多く設定されていますので、確定申告や年末調整を経ることで、「源泉徴収で納めた税金」と「あなたの正しい納税額」との差額分の還付を受けられるわけです。

面倒だからと軽い気持ちで申告しないよりも、余分に取り戻した税金を取り戻すようにしましょう。

確定申告の流れ

まず確定申告の流れを簡単に紹介すると、次のようになります。

“情報を集める（日々の取引/領収書の管理）” → “申告に必要な書類を収集し、チェックする（支払調書・源泉徴収票、保険などの控除証明書、医療費控除のための領収書）” → “確定申告申告書入手して作成する” → “国民健康保険料や医療費など、控除になるものを計算する” → “管轄の税務署に申告書を提出する” → “税金を納める（または還付される）”

難しそうに思える確定申告も、実はこの6つの流れで完了です。次に、各流れのポイントを一つずつ記載します。

1. 情報を集める

確定申告のはじめの行程は「情報を集める」ことなのです。具体的にどんな情報を集めれば良いのでしょうか。

・ 自分が住んでいる地域を管轄する税務署の住所や電話番号

初めて申告される方は、お住まいの地域を管轄する税務署がどこにあるかご存知ない場合もあるのではないのでしょうか。また、引越をされた方もこの情報確認は大切です。確定申告書類はお住まいの地域を管轄する税務署に提出するため、事前に確認しておきましょう。

・ その年の正確な確定申告の時期

例年2月16日から3月15日の間とされていますが、特に重要なのは確定申告の期限日です。これを過ぎたら余計に税金を払わされることとなりますから注意しましょう。
(基本的には3月15日が期限ですが、15日が土日の場合は次の月曜日が期限となります。)

・ 確定申告に該当しそうな事項がないかの確認

事業を営んでいない方でも例えば「長期で入院した」、「自然災害や盗難にあった」、「ふるさと納税をした」、「ローンで住宅を購入した」、「扶養家族が増えた」といった方は確定申告をしたほうが良いので、確定申告に該当しそうな事項がないか事前に確認しましょう。

(なお、「私は確定申告が必要か」といったことは、最寄りの税務署に相談すれば丁寧に回答してくれます。)

2. 申告に必要な書類を収集し、チェックする

確定申告の次の行程になるのが、「申告に必要な書類を収集し、チェックする」ことです。ここでの「書類」とは、下記が主なものとして挙げられます。

・ 源泉徴収票、支払調書といった収入に関する証明書

・ 領収書やレシート、明細書 ・ 各種控除の証明書 (例:生命保険の控除証明書、盗難事故にあった場合は事故証明書等)

・ 家計簿等の詳細なメモ書き等

ポイントは、必要書類に漏れが本当はないか丁寧に確認することと、書類の三つ目にあるとおり家計簿であっても詳細なメモがしてあるものなら書類として有効になるという点です。

例えば、医療費控除について考えてみましょう。病院へ通院した際の交通費は領収書がなかったとしても、診察や治療目的で何月何日に病院へ通院した際支出した交通費であるかがわかる情報が記載されていれば、医療費控除として認められます。従って、領収書だけでなく、そうしたメモを詳細に残すように心掛けておくことも確定申告をするうえでとても大切だと言えます。

3. 申告書入手して作成する

次の行程は「申告書入手して作成する」ということです。入手方法ですが、最寄りの税務署に行けば申告書は貰えますし、確定申告書類の郵送を依頼することもできます。また、国税庁のサイトには「確定申告書作成コーナー」というサイトがあり、ここでは直接入力することでそのまま申告書を作成することもできます。（申告書の作成方法は、サイト等を利用すれば画面の指示にそって作成することができますが、不慣れでよくわからないという方は、できるだけ早めに申告書入手した上で税務署を訪問し、書き方について細かくアドバイスを受けると良いでしょう。）

また、最近では確定申告ソフトなどもありますので、ネットからや市販のソフトを使って申告書類を作成する方法もあります。大概のソフトはステップに沿って必要事項を記入すれば、プリントアウトするだけで確定申告書類が完成するようになっています。ステップの中には、医療費控除や生命保険、ふるさと納税など、各種控除に関する確認もあるため、自分が該当する控除の抜け漏れを防ぐこともできるようです。

4. 管轄の税務署に申告書を提出する

最後の行程は、「管轄の税務署に申告書を提出する」です。提出方法には他にもe-Taxというすべてオンラインで提出する方法や郵送で行う方法もありますが、不慣れな方は税務署で相談でき、確認もしてもらえるので、税務署に出向いて提出した方が安心だと言えます。（最近では税務署での提出時にe-Taxで提出する自治体などもありますので、これも所管の税務署に確認したほうがいいでしょう。）

5. 税金を納める（または還付される）

申告書の作成が完了すると、納める税額が計算されますので、提出時の手続きを指示通りに行ってください。（納める期限を忘れないようにご注意ください。）

ポイントは提出した後で税務署からお呼びがかかり、修正申告が必要になるといったが生じないように、“不足している書類は本当はないか” “書き漏れや不備が生じている書類は本当はないか”を、念には念を入れてチェックしてから提出する、ということに尽きます。

また、確定申告ソフトなどを使えば、控除関係の抜け漏れや記入の不備を防ぐことができるでしょうし、e-Taxと連携しているソフトやサービスもあるようですので、税務署に行かずに確定申告を完了させたい方にもお勧めです。

確定申告のシーズンになると税務署が大変混み合いますので、余裕を持って確定申告の準備を行い、相談したい場合はできるだけ早めに税務署へ相談できるようにすることもポイントですし、シーズンには日曜も受け付けている税務署などもありますので、ご確認ください。

6. マイナンバーカード（マイナンバー情報）が必要
申告時には、マイナンバー情報の記入欄がありますので、ご準備ください。

7. 参考url

http://www.riocompany.jp/kakutei_portal/index.html

https://allabout.co.jp/feature/sp_kakuteishinkoku/

まとめ

納税は義務ですので、ある一定の所得のある方は、税金を納めることとなります。しかしながら、“節税”をすることは、違法でも何でもありません。

ご自身で、納税額を計算する「確定申告」制度を利用するのであれば、控除項目を理解し、年末に届く保険会社からの控除証明を保管しておくとか、医療費の領収証を整理しておくとか、生まれ故郷に“ふるさと納税”するなど、日ごろから気を付けておくだけで払いすぎた税金が戻ってくる場合や翌年の納税額が変わってくる場合があります。

また、本資料に記述した「個人事業主」など、手続きなど面倒な部分もありますが、節税につながる方法や制度は多く存在します。

本資料が納税すべてのことを網羅しているわけではありませんが、節税の第一歩になればうれしく思います。

修正点

- ✓ 報酬という形で、収入を得ている方々への「個人事業主」開業への誘導
- ✓ 理解のしやすさを優先に、見直し（分割など）
- ✓ 整合性がとれているか
- ✓ 各項目ごとに読みやすさ（段落や表現）に整合性はとれているか